

第 16 期 決 算 公 告

平成 27 年 3 月 27 日

香川県観音寺市豊浜町和田浜 1 5 3 1 - 1 5
ユニ・チャーム国光ノンウーヴン株式会社
代表取締役 櫻井 広昭

貸借対照表 (平成 26 年 12 月 31 日現在)

(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,147,006	流 動 負 債	4,328,521
現金及び預金	683,857	支払手形	3,172,977
受取手形	10,479	買掛金	605,737
売掛金	1,443,790	未払金	272,244
製品	749,204	未払費用	66,844
商材	19,025	未払消費税等	41,235
原材料	117,308	賞与引当金	152,759
仕掛品	7,500	役員賞与引当金	3,510
貯蔵品	115,112	その他流動負債	13,212
繰延税金資産	46,083		
短期貸付金	600,000	固 定 負 債	136,431
未収金	339,122	繰延税金負債	133,377
その他流動資産	15,520	その他固定負債	3,053
固 定 資 産	4,684,337	負 債 合 計	4,464,953
有形固定資産	2,918,035		
建物及び構築物	667,489	(純 資 産 の 部)	
機械装置	1,952,123	株 主 資 本	4,366,391
車両運搬具	18	資 本 金	40,000
工具、器具及び備品	19,483	利 益 剰 余 金	4,326,391
土地	254,769	利益準備金	10,000
リース資産	4,977	その他利益剰余金	4,316,391
建設仮勘定	19,174	特別償却準備金	212,955
		別途積立金	770,000
無形固定資産	323,589	繰越利益剰余金	3,333,435
のれん	320,932		
ソフトウェア	242	純 資 産 合 計	4,366,391
電話加入権	2,414		
投資その他の資産	1,442,712		
関係会社株式	1,211,899	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,831,344
出資金	22,615		
差入保証金	975		
前払年金費用	207,221		
資 産 合 計	8,831,344		

(注) 1. 当期純利益 166,592千円
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品・商品及び仕掛品……総平均法による原価法

原材料……移動平均法による原価法

未着品及び貯蔵品……個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定額法

(2) 無形固定資産……定額法

なお、のれんは発生日以後20年以内、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により償却しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6. 決算期の変更に関する事項

当社は、決算日を毎年3月31日としておりましたが、ユニ・チャームグループ決算期統一の方針に基づく決算期変更に伴い、平成26年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、決算日を12月31日に変更しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)

及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下

「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が120百万円増加し、利益剰余金が77百万円増加しております。

またこれらによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。